

# 部活動手当引き下げ 県議会への提案強行！

2月14日(木)、組合の声に押された再交渉には職員福利課に加え、スポーツ健康課(「運動部活動の指針」担当)、教職員課(勤務の振替担当)も出席しました。これまでの交渉で組合から出された疑問に対し、県教委から十分な回答はありませんでした。高教組が求めている時間単位での支給、対外引率要件の拡大、振替の確保の要求にも全く応じず、その上、「運動部活動の指針」運用の正確性、教員の働き方改革などの前向きな視点もなく、県教委はあくまでも国準拠の姿勢を崩しませんでした。

翌15日(金)、職員福利課職員2名が高教組書記局に来局し、「県議会の日程の都合上、教育長交渉の時間は取れない」と報告しました。今回の手当引下げについて合理性のある説明も、謝罪の言葉もありませんでした。高教組は今回の引下げ提案に対して同意せず、交渉は決裂しました。県教委の原案のまま2月議会に提案されます。



### 生徒と教員で分かれる「程度」の定義

組合)「指針」では小学校の活動時間は2時間程度。活動時間に準備・後始末を含むのか。スポ健)活動場所の準備やユニフォームへの着替え、後始末は活動時間に含む必要はない。準備運動は活動時間に含む。

組合)準備・後始末の時間を含め3時間以上の従事となる場合、部活動手当の対象か。

福利課)教員の従事時間に準備・後始末を含めてよい。小学校でも3時間以上ならば特勤手当2700円の請求が可能、支給対象となる。

### 振替は不可能とする教職員課

組合)高体連以外の試合引率は対外引率手当(5100円)の対象とならず、8時間の大会でも3600円。それが2700円に減額となる。引率手当の要件緩和ができないのなら、県教委は勤務の振替などの教職員の負担軽減を考えるべき。



教職員課)勤務振替の実施は不可能である。

### 負担軽減につながらない指針

組合)「指針」に従えば、土日の両日に部活動をすることはできない。大会直前など土日の両方に部活動指導をする場合には、部活動手当は1日分しか支給されないのか。

福利課)各日に3時間ずつ従事していれば手当の申請は可能、支給の対象である。

組合)学校によっては土日両日の部活動指導をした教員に、「指針」違反として1日分しか申請させないということも起こりうる。

福利課)2日分支給されるべきである。そのような時は職員福利課にお知らせください。

組合)「指針」が部活動の負担軽減にならない。

スポ健)参加する試合の精選をお願いする。

組合)スポーツ健康課として、高体連の各専門部・高野連に試合の精選を求めないのか。

スポ健)・・・(回答なし)

組合の要求に応えず、交渉決裂!!